

## 佐渡市生涯学習推進計画の答申書が提出されました

平成18年7月7日に、高野市長から佐渡市生涯学習推進会議に対し「佐渡市生涯学習推進計画の策定について」の諮問がされていましたが、平成19年2月5日に佐久間完治会長より高野市長へ答申書が提出されました。

佐渡市生涯学習推進会議委員34名が慎重審議して作成した答申書に対し、市長は感謝申し上げるとともに、この貴重な意見を活かして佐渡市の生涯学習がさらに発展していくように努力しますとあいさつしました。

今後は、この答申書をもとにして「佐渡市生涯学習推進計画書」が作成されます。 **教育委員会 生涯学習課 ☎27-4181**



## 史跡 佐渡金山遺跡「道遊の割戸」が「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれました



「春の道遊の割戸」  
撮影者 駄栗毛 寛さん(相川会津町)

これは、(財)古都保存財団(東京都)が、歴史的な建造物や庭園、町並み、街道、掘割りや水路、古墳、遺跡、城址、社寺仏閣、社叢林、棚田、里山、ため池、湧水等の歴史的・文化的資産が、その周りの山丘や樹林地、水辺等の自然環境と一体となって美しい「歴史的風土」を形成している地域として全国から推薦されたもののなかから選定するものです。「道遊の割戸」は、400年の歴史とともに地域が文化財やその環境を守っていることで評価されました。なお、全国の「100選」につきましては、下記までお問い合わせください。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-11-11 TECビル7F

(財)古都保存財団 TEL03-5275-5011 FAX03-5275-5018

URL:<http://www.kotohazon.or.jp>

文化振興課 世界遺産推進室 ☎27-4170

### 新潟県立歴史博物館 出前講座のご案内

新潟県立歴史博物館では、県民への普及啓発事業として博物館の研究者による出前講座を実施しています。佐渡では過去に3回開催されていますが、今回は、「佐渡国分寺」がテーマです。越後、佐渡の国府・国分寺のうちで唯一その跡がはっきりしている佐渡国分寺、数々の出土品や文献を基にその建造の過程と威容の復元に挑みます。

**共催** 新潟県立歴史博物館・佐渡市教育委員会  
**日時** 3月24日(土) 午後2時~3時30分  
**会場** 真野体育館 2階 A室  
**受講料** 無 料  
**講師** 新潟県立歴史博物館  
主任研究員 藤森 健太郎 さん  
**演 題** 「よみがえる佐渡国分寺」

受講申込み・お問い合わせ (当日参加も可)  
両津郷土博物館  
☎23 2100 FAX23 4820

### 市営住宅の入居者を募集します

**市営おりと住宅(相川)**相川下戸炭屋町22

耐火構造4階建、3DK、昭和53年度建設 / 1戸(141号) / 家賃・月額1万4800円~3万2500円

**栄町住宅(相川)**相川栄町5

耐火構造3階建、3DK、平成8年度建設 / 2戸(あやめ棟201、301号) / 家賃・月額2万2900円~5万400円

**県営炭屋町住宅(相川)**相川炭屋町19 3

耐火構造4階建、3DK、昭和58年度建設 / 1戸(342号室) / 家賃・月額1万6700円~3万6600円

**お申し込み方法** 市役所建設課もしくは各支所の窓口へ、申請書など必要書類を提出してください。

**お申し込み期限** 3月30日(金) 午後5時まで

**入居可能日** 4月下旬以降

**入居に際して保証人(2名)と敷金(家賃の3ヶ月分)が必要となります。**

\*入居資格等詳しくはお問い合わせください。

**お申し込み・お問い合わせ**

市役所 建設課(建築住宅係) ☎63 5118

相川支所 建設水道課(建設係) ☎74 0338



# 国民健康保険からのお知らせ

異動の届出をお忘れなく

3月～4月は進学、就職、退職などで転入転出をする人が多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするときは届出が必要ですので、世帯主は世帯内で異動があったときは14日以内に届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書 1
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことを証明するもの 1
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの 1
	子供が生まれたとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書 1
	外国人が加入するとき	外国人登録証明書 1
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	保険証 2
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の両方の保険証 2
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑 2
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書 2
	外国人が国保をやめるとき	保険証、外国人登録証明書 2
その他	退職者医療制度の対象になったとき	保険証、年金証書、印鑑 2
	市内で住所が変わったとき	保険証 2
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯分離・合併したとき	
	出稼ぎや長期旅行に行くとき	保険証、印鑑
修学のため、他の市町村に住むとき	保険証、印鑑、在学証明書または学生証	

- 1 同一世帯に既に国保加入者がいる場合は、国保の保険証も必要です。
- 2 70歳以上の人(老人保健対象者は除く)は高齢受給者証も必要です。

## 国保の届出が遅れると

- ・加入の届出が遅れると・・・  
国保の資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めなければなりません。また、保険証がない期間の医療費はいたん全額自己負担になる場合があります。
- ・やめる届出が遅れると・・・  
資格がなくなつたのに国保の保険証を使って診療を受けた場合、国保が負担した医療費を後で返してもらうことになります。

## 退職者医療制度

長い間、会社などに勤めて退職した人は、次の全ての条件にあてはまる場合(また、その被扶養者で1および2にあてはまる場合)は退職者医療制度で医療を受けることとなります。

- 1 国保に加入している人
- 2 老人保健の適用を受けていない人
- 3 厚生年金や共済年金などの老齢退職(年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人)

医療機関での自己負担割合は、国保と同じですが、退職者医療制度では本人の自己負担と保険税のほかに、職場の健康保険からの拠出金が財源となっています。この制度の対象になら

金が負担する医療費分まで国保が負担することになります。国保の健全な運営のためにも対象とならたら速やかに届出をしましょう。

年金証書を受け取ったら14日以内に届出をしてください。

**届出に必要なもの** 年金証書、保険証、印鑑

## 学生用保険証

修学のために親元を離れて居住するときは、世帯の保険証とは別に(学)保険証を交付しますので必要な場合は申請してください。既に交付されている人も更新の手続きが必要です。

**届出に必要なもの** 保険証、印鑑、在学証明書または学生証

現在(学)保険証が交付されている人が学生でなくなったときは(学)保険証非該当の手続きが必要です。

会社に就職する・・・会社の健康保険に加入します。

就職しない・・・住所地の国民健康保険に加入することになります。

## 遠隔地保険証

出稼ぎや旅行などで一定の期間住所を離れるときは、世帯の保険証とは別に(遠)保険証を交付しますので必要な場合は申請してください。

**届出に必要なもの** 保険証、印鑑



届出は市役所本庁または各支所の国民健康保険担当窓口をお願いします。

老人保健で医療を受けている人または県単医療受給者は、加入している健康保険が変わったときは届出が必要です。担当窓口へ届出をしてください。

**届出に必要なもの** 受給者証(老人または県単)、新しい保険証、印鑑  
平成19年4月1日から健康保険法の一部が改正されます

今までは70歳未満の人が入院をして1ヶ月に支払った医療費が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、市役所に申請して高額療養費の支給を受けていましたが、平成19年4月1日からは、限度額適用認定証<sup>※</sup>または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで窓口での支払いが自己負担限度額までですむこととなります。

入院する(している)人は市役所または各支所の窓口で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」交付の手続きをしてください。

なお、これらの認定証は、国民健康保険税の滞納があると交付できないことがあります。

【入院する時に必要なもの】

区 分	19年3月まで	19年4月から
上位所得者	保険証	保険証、限度額適用認定証
一般	保険証	保険証、限度額適用認定証
低所得者 (住民税非課税世帯)	保険証 標準負担額減額認定証	保険証 限度額適用・標準負担額減額認定証

70歳以上の人は今までと変わりません。  
届出に必要なもの 保険証、印鑑

各種届出の際に本人であることを確認させていただき、身分を確認できるもの(運転免許証等)を持参してください。

お問い合わせ  
市役所 市民課 国民健康保険係  
☎63 5112  
または各支所 国民健康保険担当係

野菜や花を栽培してみませんか  
長木・中原・八幡地区市民農園の  
利用希望者募集!

佐和田支所では、多くの人から野菜や花を栽培して、農業に対する理解を深めていただくことと市民農園を設置しています。  
少しでも野菜や花の栽培に興味のある方はぜひお申ください。

- 長木地区市民農園
  - ・使用期間 平成19年4月1日～
  - ・使用面積 1区画当たり40㎡
  - ・使用料 年間1㎡当たり80円 (1区画3,200円)
  - ・募集区画数 5区画
- 中原地区市民農園
  - ・使用期間 平成19年4月1日～
  - ・使用面積 1区画当たり33.6㎡
  - ・使用料 年間1㎡当たり125円 (1区画4,200円)
  - ・募集区画数 2区画
- 八幡地区市民農園
  - ・使用期間 平成19年4月1日～
  - ・使用面積 1区画当たり33.6㎡
  - ・使用料 年間1㎡当たり125円 (1区画4,200円)
  - ・募集区画数 2区画

市報さど・市ホームページに  
広告を掲載しませんか?

会社やお店の宣伝に、ぜひご利用ください。

**掲載できる広告** 市の広報紙としての公共性、公益性を妨げず、市民に不利益を与えない中立性のあるもの。  
**掲載のお申し込み** 原則として、原稿はデータでお願いします。掲載を希望する月の前月1日までに、掲載予定のデータを添付してお申し込みください。申込用紙は、市役所秘書課(広報広聴係)にあります。  
**掲載料** 広告の規格によって異なりますので、お問い合わせください。  
お申し込み・お問い合わせ 市役所秘書課(広報広聴係) ☎63-5134

- 佐和田支所 産業振興課  
(農林水産係) ☎57 8121
- お問い合せ
- お申し込み
  - ・申し込み期限 平成19年3月30日
  - ・申し込み方法 佐和田支所産業振興課に申込用紙があります。
- お申し込み
  - ・申し込み期限 平成19年3月30日
  - ・申し込み方法 (申し込み多数の場合は抽選)
- お申し込み
  - ・使用料 年間1㎡当たり100円 (1区画3,100円、3,600円)
  - ・募集区画数 14区画
- お申し込み
  - ・使用期間 平成20年3月31日
  - ・使用面積 1区画当たり31㎡、36㎡(区画によって面積が異なります)

【年金だより】

# 4月からの国民年金保険料の額を おしらせします

平成19年度

(平成19年4月～平成20年3月)

定額保険料

月額 1万4100円

付加保険料 月額 400円

付加保険料を納付しますと2000円×付加保険料納付月数で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます。お申込みは市役所で受付けています。ただし、国民年金基金、および保険料の免除を受けている方は、加入できません。

口座振替をされていない方には、4月上旬に郵送で社会保険庁から平成19年度分の納付書が届きます。毎月の保険料は翌月の末日までに納付することになっていますが、前納しますと下記の表の割引がありますので参考にご検討ください。

## 会社等を退職された方へ

20歳以上60歳未満の方で、会社等を退職された本人または扶養されている配偶者の方は、次の加入手続きが必ず必要です。(被用者年金制度の老齢・退

現金納付または 口座での翌月末振替	169,200円(14,100円×12か月)	通常年額
現金納付での6か月前納 納付期限 上期5月1日 下期10月31日	167,820円 (上期83,910円+下期83,910円)	1,380円割引
現金納付での1年前納 納付期限 5月1日	166,200円	3,000円割引
口座での当月末振替(早割)	168,600円(14,050円×12か月)	600円割引
口座振替での6か月前納 納付期限 上期5月1日 下期10月31日	167,280円 (上期83,640円+下期83,640円)	1,920円割引
口座振替での1年前納 振替日 5月1日	165,650円	3,550円割引

口座振替での、当月末振替の4月分、6か月前納の上期分、および1年前納分の受付は3月上旬をもちまして終了しました。

・口座振替が開始されるまで2か月近くかかりますので、ご希望の方は口座のある金融機関・郵便局または新潟西社会保険事務所へお申し込みください。

の事業所を通じての手続きになります。

・第3号被保険者に該当されない方および独身者の方は、国民年金の第1号被保険者となりますので、市役所での手続きになります。

・退職された方の配偶者が第3号被保険者であった場合も第1号被保険者となりますので、市役所での手続きになります。

なお、市役所での手続きには、厚生年金を喪失したことがわかる書類と年金手帳等を持参してください。

国民年金加入の未手続きや保険料を納めていない期間があると、老後の支えとなる老齢基礎年金が減額されたり、もしもの時の障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、忘れずに加入の手続きおよび保険料を納付期限までに納めましょう。

### お問い合わせ

市民課戸籍年金係

☎ 63 5112

各支所市民課国民年金担当係

または

新潟西社会保険事務所

☎ 025 225 3001

ねんきんダイヤル

年金請求などに関する相談

☎ 0570 05 1165

年金を受けている方の相談

☎ 0570 07 1165

## 年金相談などお気軽にごうぞ

新潟西社会保険事務所では、これまで両津商工会・佐和田商工会・小木町商工会で定例社会保険事務相談所を開設して年金相談などを行っていましたが、平成19年度から、トキのむら元気館(新穂瓜生屋)のみで開設することとなりました。

トキのむら元気館(新穂瓜生屋)36  
2番地1 ☎ 24 6121

### 平成19年度 定例社会保険事務相談所 開設日

トキのむら元気館	会場・時間	月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	受付 13:30～15:30	18	23	20	18	8	12	17	21	19	16	20	12
	受付 9:00～11:00	19	24	21	19	9	13	18	22	20	17	21	13

#### 台風等の災害時におけるお願い

台風等により佐渡汽船が欠航する場合など、やむを得ず開催日や受付時間を変更する場合がありますので、新潟西社会保険事務所(☎025-225-3001)へお問い合わせください。なお、「トキのむら元気館」にも変更内容について掲示します。



## 「人権学習」

# ～ “種をまこう” を活用して～

新潟地方法務局と新潟県人権擁護委員連合会では、小学生の皆さんに、「全国人権擁護委員連合会」編集の冊子「種をまこう」を活用した「人権学習」を実施しています。今年度は、人権擁護委員が市内5校を訪問し、冊子を使って子どもたちの心の中に人権の種をまきました。子どもたちも先生方も真剣に聞いてくださいました。なお、活用のための貸出しも可能ですので、ご希望でしたら、法務局佐渡支局までご連絡ください。

佐渡人権擁護委員協議会  
新潟地方法務局佐渡支局 ☎74 - 2049

### <種をまこう> 巻頭メッセージ

種をまこう 種をまこう  
心の中に種をまこう

わたしのころ あなたのころ  
みんなの心に 種をまこう  
生まれたばかりのやわらかいところに  
「人権」という名の種をまこう

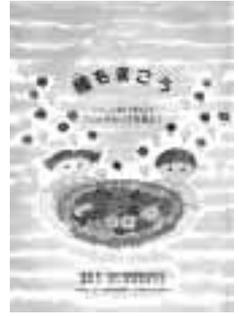
そして

「思いやり」という名の水と  
「愛」という名の栄養をたっぷりたっぷり そそいであげよう

みんなの「笑顔」という名の陽をあびて  
きっと芽が出る 花が咲く

やがて

大きな幸せの実がみのる



畑野小学校



両津小学校



二宮小学校



七浦小学校

こちら消費者協会です

## 島内研修で得たこと

真野支部 本間 光枝

11月8日消費者協会真野支部は、18名の参加で島内研修旅行を行いました。

始めに、トキ野生復帰へ向けて、現在整備中のトキ順化施設の現場視察を行いました。バスを降りるとヘルメットをかぶり、案内人のもと歩いて5分程の場所にある繁殖ケージ、収容ケージ、順化ケージに管理棟とトキを野生復帰させるための訓練施設を見学しました。建設工事は平成16年度に着手され18年度に完成することと、とてもすばらしい大きな建物でした。完成後、訓練を行い、平成20年度頃から放鳥を始める予定と説明を受け、建物現場を後にしました。

続いて佐和田支所において、天ぷらの廃食用油で車が走るといふ取り組みの内容について説明していただきました。佐渡市では、エネルギービジョンに基づき、「すべてを佐渡の未来と子供たちのために」を旨とした環境保全活動をしているとのこと。環境にやさしいクリーンエネルギーを製造し、3月から公用車のほか保育園バスや、給食配膳車を走らせることになりました。今のところ佐渡市の給食センター

等で使用され、捨てられている廃食用油を回収・再利用し、軽油代替燃料(BDF)に精製することとした。メリツトとして、捨てられたものを再利用する資源循環型の新燃料に、小児喘息等の原因とされる黒煙は、軽油の1/3以下に減少されるそうです。また、アトピー、酸性雨等の原因と言われる硫酸酸化物は排気ガス中に含まれないなどよい話をビデオを通して説明を受けました。私たちが使っているエネルギー資源のほとんどは石油などの化石燃料で、将来枯渇すると言われており、大量消費は一酸化炭素の増加につながり地球温暖化の原因とされています。



トキ順化施設の見学

今後は、私たち消費者一人ひとりが環境に関心を持ち、自分たちに協力できることがあればできる限りお手伝いしていきたいと思えます。



# トキ野生復帰にむけて

28

## 地域で活動している民間団体の紹介

今回は、以前にも紹介しました、日ごろ地域で活動している民間団体が加盟している、「トキの野生復帰連絡協議会」の中から、『NPO法人トキの島』と『佐渡トキの田んぼを守る会』を紹介いたします。

### 「トキの活動から環境地域づくり・人づくり」

NPO法人トキの島

事務局長 中島 明夫

この1年ほど毎月15日発行の共同の折込チラシに「参加者・協力者の募集」と活動報告を行っています。活動の方法は我々だけということではなく、地域・企業・行政・ボランティアとの協働で行っています。



トキ野生復帰へ向けた環境整備の取り組みは農政でいう「多面的機能の維持・創出」と重なります。4



この集落と交流事業の協定を結んで活動を展開してピオトーづくり、森林整備、地域調査などを展開しています。

交流事業の主な取り組みは、新潟テレビ21ときプロジェクト年間15回/5か所)、NPOの棚田交流、大学のオーブンカレッジなどで今年度は延べ500泊、参加者は延べ1,000名を超えています。これが十分という訳ではありません。この数倍の参加者が必要です。

中国トキ視察交流をこれまでに5回行い、研究者、地域活動者、テレビ取材などの方々に参加いただき、日中の小学校交流も始まりつつあります。

トキぬいぐるみ、着ぐるみを使って保育園訪問、交通安全指導会などにも参加して啓発活動を行っています。広報・情報交流活動は折込チラシの

他、ブログ「佐渡トキの話題」、岩首、野浦、片野尾でインターネットを利用した情報交流を展開しています。

【中島明夫】JBG036444@nifty.com  
ブログ「佐渡トキの話題」

<http://sado-toki-no-wadai.cocolog-nifty.com/>

「命を育む田んぼを目指して」

佐渡トキの田んぼを守る会

会長 齋藤 真一郎

「誰かトキの工サ場となる田んぼを作ってはくれないか！」平成12年秋、旧新穂村の呼びかけに市町村を超えて7名の変人が名乗りを挙げ始めた。当会も、現在5地区、17名(内4法人)で水田面積22haの生き物じいばいの田んぼ作りに励んでいます。農業で、トキを応援できることは、農薬や化学肥料を極力使用せず美味しいお米を作るとともに、トキの工サとなる多様な生き物を育み、



田んぼやお米を通して、佐渡やトキに関心を持つことも。活動内容は収穫が



終わった田んぼに水を張る「ふゆみずたんぼ」を支柱にして、「トキひかり」の栽培、消費者との交流、売り上げの一部をトキ保護募金へ、調査研究機関へのほ場提供及び調査協力、田んぼ内ピオトープの設置等々。佐渡も環境に優しい農業の取組みが急速に進みつつある中、トキと共生できる島へ関係団体と手を携え活動していきたいと思えます。

なお、「トキひかり」不足のため会員大募集です！

お問い合わせ

市役所 環境課 トキ推進室

(新穂支所内)

☎22 3119(直通)





# 世界文化遺産登録に向けて

## 佐渡の金銀山遺跡

### 上相川地区調査概報

佐渡市教育委員会では、佐渡金銀山遺跡調査事業の一環として、平成17～18年度、佐渡金山遺跡・上相川地区の調査を行ってきました。佐渡金山遺跡は、佐渡奉行所跡・道遊の割戸などの金銀を採掘した場所、鉱山集



作業風景  
遺跡は樹木に覆われているため、藪や竹を刈り払って作業を進めます。

落跡・寺社跡などが含まれる鉱山遺跡で、この遺跡の、南東部に位置する上相川地区は、戦国時代の終わり頃から江戸時代の始めに最盛期を迎えた鉱山集落の跡です。この地区は、現在の相川市街地が形成される始まりとなった場所で、佐渡鉱山に隣接する濁川左岸の標高150～250m

の段丘や台地の上やその斜面にあり、東西約800m、南北約300m、総面積約20haを測ります。周囲には右沢・丹波沢・桐の木沢などが流れ、無人となった現在では、山林・荒地となつていますが、地籍図や江戸時代の絵図などから当時にあつた町名を知ることができません。

上相川地区の調査は、平成17年度に本町や小右衛門(こえもん)町と呼ばれた範囲、約12,400m<sup>2</sup>を調査対象として、291m<sup>2</sup>の発掘調査を行っています。調査の結果、使われずに埋まつてしまつた炉跡や斜面を削つたり、盛土をして造られた平坦面(テラス)、石垣などのほか、16世紀末から17世紀を中心とした陶磁器類、灯明皿(とうみよづざら)などの土器、銭貨・煙管(きせる)などの金属製品、羽口などの土製品、鉱滓(こうさい)といった日用品や鍛冶に関するものが出土・採集されています。

平成18年度は、九郎左衛門町(くろうざえもんまち)、同裏町、弥左衛門町(やざえもんまち)とよばれた範囲、約22,500m<sup>2</sup>の調査範囲を6月から12月にかけて、樹木や下草を

伐採し、地面で確認できる遺構・遺物の調査を行ってきました。調査の結果、斜面を造成して造つた平坦面(テラス)118基、石垣103基、石段2基、道跡7条、水路跡1条を発見することができ、これらの地面からは、16世紀末～17世紀を中心とした碗、皿などの陶磁器類、すり鉢、灯明皿などの土器、鉱滓といった日用品や鍛冶に関するものが採集されています。また、調査区域からは、石垣石に転用されたものを含む472点の鉱山に關係する石臼・扣石(たたいし)が確認されています。

これまでの調査によって、上相川地区は、江戸時代の平坦面や道路跡、水路跡などの遺構が、地上で確認できるほど数多く残されていることがわかつており、こうした保存状態のよい遺構が広い範囲にわたつて構築され、計画的に町並みが形成された鉱山集落跡は、全国的にもても類例



弥左衛門(やざえもん)町に残るテラスと石垣  
斜面を削つて平坦にし、そこに家を建てて住んでいたと考えられます。



弥左衛門町に残る石垣  
壊れてしまった石臼を再利用している石垣で、山中にある上相川にはこうした石垣が多く残っています。

が少なく、鉱山で働く人々の生活を考えていくうえで、貴重な遺跡であると言えます。また、佐渡金山遺跡の特徴として、絵図や文献などの史料が多く残っていることが挙げられ、これらの史料と現在の地形図とを整合した結果、江戸時代の道路が現在も残されていることがわかりました。こうした作業を進めていくことで、江戸時代当時の町割りを正確に復元できる可能性が高いと考えています。

平成17～18年度にかけて行われた調査の範囲は、上相川地区全体における1/5程度であり、同地区の全容を知るまでには至っていませんが、今後、調査によってわかつた平坦面や道跡などの遺構と絵図面との対比や、平坦面の規模の違いによる職業別・身分別の格差の有無など、詳細な検討を実施し、明確にしていきたいと考えています。

教育委員会文化振興課  
世界遺産推進室

☎ 27 4170

